

奥州市監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成28年6月1日

奥州市監査委員 及 川 新 太
奥州市監査委員 松 本 富二朗
奥州市監査委員 佐 藤 邦 夫

1 監査の概要

(1) 監査の実施期間

予備監査 平成28年2月1日から2月4日まで

本監査 平成28年2月5日

(2) 監査の対象とした部課等名

都市整備部

土木課、都市計画課、建築住宅課、下水道課及び各総合支所の地域整備課

(3) 監査の対象とした事項及び範囲

平成27年度（平成27年4月1日から平成27年12月31日まで）における財務等に関する事務の執行。なお、一部平成26年度分についても対象とした。

(4) 監査の目的及び着眼点

財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

部課等（機関）名	監査の結果
土木課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
都市計画課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
建築住宅課	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
下水道課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
江刺総合支所地域整備課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
前沢総合支所地域整備課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
胆沢総合支所地域整備課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
衣川総合支所地域整備課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

なお、次の部課等について、留意改善を要する事項は次のとおりである。

都市整備部建築住宅課

補助金事務において、事業費助成決定通知書に記載されている完了報告期限が、助成要綱で規定する期限を超えて記載されているものが多数あるなど、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。